



特定非営利活動法人 MB 経営者クラブ  
Nonprofit Organization MB-Keieisyu Club

# 会員申込書

NPO法人 MB経営者クラブは、むさしの地域活性化のために経営者を中心にチャレンジしている中小企業・ベンチャー企業・起業家を民間レベルで育てていこうという目的で、2006年10月に設立しました。地域経営者を中心に、会の趣旨に賛同していただける方と支援されるにふさわしい経営者や情熱をもった起業家の方々と構成し、次世代の武蔵野経済の基盤となる企業を育成していきたいと考えています。

経営に必要な資質をもち、かつ地域を愛し、地元の企業を育成しようという、深い郷土愛を兼ね備えた人たちの会でありたいと願います。ご支援のほどよろしく願いいたします。

《正会員》 入会金 団体・個人 10,000円  
年会費 団体・個人 6,000円

《賛助会員》 入会金 団体・個人 50,000円  
年会費 団体・個人 60,000円

●事業年度は  
毎月1月1日～12月31日

《お振込先》 特定非営利活動法人 MB経営者クラブ 理事 静間俊和  
西武金用金庫 吉祥寺支店 普通預金 口座番号 1075964  
多摩信用金庫 吉祥寺支店 普通預金 口座番号 0090000

※ご入会の際には裏面の会員規約をよくお読みいただき手続きをしてください。

《お問合せ先》 〒180-0005 東京都武蔵野市御殿山1-1-3 クリスタルパークビル7階  
TEL 0422(27)8548 FAX 0422(70)0800  
NPO法人 MB経営者クラブ 事務局

----- キリトリ -----

NPO法人 MB経営者クラブ 行

NPO法人 MB経営者クラブに入会します

正会員		賛助会員	
団体・個人		団体・個人	
フリガナ			
お名前			
企業名			
ご住所			
ご職業	TEL	FAX	
	<input type="checkbox"/> 自営業・個人事業主	<input type="checkbox"/> 会社員	<input type="checkbox"/> 公務員・団体職員
	その他 (		<input type="checkbox"/> 学生 )
会費ご入金予定日 20 年 月 日			

# 特定非営利活動法人 MB経営者クラブ 会員規約

(種別)

第1条 この法人の会員は、次の2種類とし、正会員をもって特定非営利活動促進法(以下「法」という)上の社員とする。

- (1)正会員 この法人の目的に賛同して入会した個人及び団体  
(2)賛助会員 この法人の目的に賛同し、賛助する為に入会した個人及び団体  
(事業年度)

第2条 この法人の事業年度は毎年1月1日に始まり、12月31日に終わる。

(総会)

第3条 この法人の総会は正会員をもって構成し、通常総会は毎年1回(3月)開催する。

(入会)

第4条 会員の入会について、特に条件は定めない。

- 2 会員として入会しようとするものは、理事長が別に定める入会申込書により、理事長に申込みものとする。
- 3 理事長は、前項の申し込みがあったとき、正当な理由がない限り、入会を認めなければならない。
- 4 理事長は、第2項のもの入会を認めないときは、速やかに、理由を付した書面をもって本人にその旨を通知しなければならない。

(入会金及び会費)

第5条 会員は、総会において別に定める入会金及び会費を納入しなければならない。4月以降の途中入会については、年会費を月割り納入とする。

正会員 (個人・団体)	入会金	10,000円
	年会費	6,000円
賛助会員 (個人・団体)	入会金	50,000円
	年会費	60,000円

(会員の資格の喪失)

第6条 会員が次の各号の一に該当するに至った時は、その資格を喪失する。

- (1)退会届の提出をしたとき
- (2)本人が死亡し、若しくは失踪宣告を受け、又は会員である団体が消滅したとき
- (3)継続して1年以上会費を滞納したとき
- (4)除名されたとき

(退会)

第7条 会員は、理事長が別に定める退会届けを理事長に提出して、任意に退会することが出来る。

(除名)

第8条 会員が次の各号の一に該当するに至ったときは、総会の議決により、これを除名する事ができる。この場合、その会員に対し、議決の前に弁明の機会を与えなければならない。

- (1)この定款に違反したとき
- (2)この法人の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき  
(抛出金品の不返還)

第9条 既に納入した入会金、会費及びその他の抛出金品は、返還しない。

(守秘義務)

第10条 この法人の活動に参加する中で知れた機密情報に関しては、第三者に対して開示・漏洩してはならない。

(情報の取扱い)

第11条 この法人が申込書・アンケート等に記載した情報(以下「会員情報」)を厳重に保管し、正当な理由がある場合を除いて第三者に会員情報を開示しない。

----- キリトリ -----

名刺貼付